県猟ニュース

平成30年10月発行

ごあいさつ

一般社団法人 千葉県猟友会　会長　鈴木　理之

皆様には、日頃より猟友会の事業活動に深いご理解とご協力を賜りまして誠に有り難うございます。

平成29年度を振り返ってみますと、大きな事故・違反がなく安堵したところです。

安全狩猟事故防止を目的とするフィールド射撃大会、ライフル スラグ大会、狩猟技術向上を目的とする猟犬猟野競技会等を実施し、委託事業として有害鳥獣捕獲員研修事業委託等を行ってまいりました。

そして、農林業に甚大な被害を及ぼしている有害鳥獣の捕獲に、認定鳥獣捕獲事業者として県市町村等から狩猟のプロフェッショナルとして事業を受託し協力してまいってきたところですが、痛ましいことに6月にサルと間違えて男性を誤射により死亡させる事故が発生してしまいました。

日頃から事故防止については、矢先の確認、脱砲の徹底等安全な捕獲についてお願いをしているところですが、年間を通して有害鳥獣捕獲を実施しているところが多いと思われるなかで、さらなるご指導をお願いするところです。

大日本猟友会が設立80周年を迎えることから、来年9月には、全国射撃大会を開催することが決定され女性を含めて3名の代表選手を派遣することとなりました。

会員の減少傾向についても、わな猟免許会員は増加傾向にありますが、第一種銃猟免許所持者の減少は続いており、女性ハンターの育成とともに、若い年齢層の方々に射撃及び狩猟の楽しさを普及する必要があるのではないかと考えております。

来年は、昭和34年5月社団法人千葉県猟友会として登記されてから60周年を迎えます。ここまで来られましたのも、ひとえに、皆様のご協力ご支援の賜物と存じます。

日頃から、法の遵守はもとより、猟銃の安全な取り扱い、マナー・モラルの徹底等を再度お願いし、気持ちよく猟期を終わらせていただきたいと祈念しております。

安全狩猟のために

≪狩猟者は、狩猟の意義を再確認し、世人から信頼される存在になるよう心掛けて行動しよう。≫

1．矢先の確認

○　周囲の安全を常に注意する。

2．獲物の確認

○　獲物が見えないときは、発砲しない。

○　≪人かもしれない≫の注意を常に持つこと。

3．脱包の確認

○　弾の装填有無を常に確認する。

4．経験や体力を過信しない

○　常に基本を守り、体調変化にも注意する。

5．猟犬の管理徹底

○　獣猟犬の取扱いには、特に注意すること。

6．猟野は他人の土地との認識を持つこと

○　法の制限の有無に関らず、他人に不快感を抱かせる行為はしないこと。

7．安全狩猟用帽子・ベスト着用の徹底を

猟銃・装弾の保管、管理は厳格に

平成30年度　狩猟及び鳥獣行政の動向について

自然保護課鳥獣対策班・
狩猟班

近年、野生鳥獣による農業等への被害の拡大や外来種による生態系への影響等が懸念されています。そのため、県では各種対策を講じておりますが、千葉県猟友会会員の皆様には、日頃、狩猟及び有害鳥獣捕獲等の鳥獣行政の推進に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、今年６月、有害獣の捕獲中に猟銃により男性が亡くなられるという大変痛ましい事故が本県で発生してしまいました。こうした事故の根絶のためには、日頃から安全確保を徹底する必要があります。今後とも、識別しやすい猟装の着用や発砲前の矢先の確認等、注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、今年度の県の主な事業は以下のとおりです。

１　野生鳥獣の保護対策について

⑴　鳥獣保護区等の指定

県では、第１２次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区等の指定を進めており、今年度は８か所の鳥獣保護区の期間更新を行います。鳥獣保護区等の区域は、県が毎年度発行する最新のハンターマップによりご確認をお願いします。

⑵　放鳥の実施

生息数が減少している狩猟鳥の数の回復を図るため、放鳥事業を実施しています。

放鳥したヤマドリのオスには、定着状況を推測するための標識（足環）を装着しています。足環をつけた鳥を捕獲した方は、最寄りの地域振興事務所に足環を提出するとともに、捕獲年月日・捕獲場所等を報告してくださるよう、ご協力をお願いします。

〈放鳥計画数〉　ヤマドリ：１５０羽

⑶　国による狩猟鳥獣の捕獲禁止

メスヤマドリ、メスキジについては、全国で捕獲が禁止されています。

⑷　県による狩猟鳥獣の捕獲禁止

県では、キツネの捕獲を禁止しています。また、オスヤマドリについては、１月１６日から２月１５日までの期間における捕獲を禁止しています。

⑸　ニホンジカの狩猟に関する規制の廃止

県で平成２８年度まで実施していたニホンジカの狩猟に関する規制（銃猟が可能な地域の指定、捕獲頭数の制限、入猟者承認制度）は、平成２９年度の猟期から廃止しました。

２　狩猟の適正化対策について

⑴　鳥獣保護管理員の設置

狩猟事故や違反の防止など、狩猟の適正化を図るため、県下に１１９名の鳥獣保護管理員を設置しています。現地で不明なことがありましたら、お気軽にご相談願います。

⑵　危険猟法の禁止など

爆発物、劇薬、据銃、落とし穴、吊り上げ式くくりわなどの危険な猟法は禁止されています。また、とらばさみと一部のくくりわな（輪の直径が１２センチメートルを超えるものなど）が禁止猟法に指定されています。

ただし、県では、平成２９年度の猟期から、イノシシ、ニホンジカを狩猟で捕獲する場合、足くくりわなに限り輪の直径１５ｃｍ以下のものが使用できます。

⑶　網猟・わな猟に係る標識の設置義務

網・わなの狩猟者登録を受けた者は、法令に基づき、使用する猟具ごとに住所、氏名、狩猟者登録証に記載された知事名、登録年度及び登録番号を、一字の大きさが縦横１センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付ける義務がありますので、遵守してください。

⑷　マナーの遵守

平成２９年度狩猟期の通報等の件数は、事故が０件、苦情が４８件、行政への違反通報が１１件ありました。

主な苦情は、銃猟への不安、狩猟者のマナーや猟犬に関する苦情などでした。

また、違反通報は、違法猟具の使用、わなの標識の不設置、家屋への散弾落下などでした。

これらの行為は、狩猟者全員に迷惑をかけることとなりますので、ルールやマナーは守ってください。

3　狩猟による有害鳥獣の捕獲推進について

⑴　知事賞の交付

県では、生態系や農林作物に特に有害性を発現する鳥獣の捕獲を狩猟期間中に推進するため、各単位猟友会が主催する有害鳥獣捕獲競猟会の成績優秀者に対し、知事賞を交付しています。

⑵　狩猟税の軽減

以下に該当する方の狩猟税が軽減されます。

・登録申請日に県内の市町村長から対象鳥獣捕獲員に指名又は任命されている方
　⇒非課税
・登録申請日に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、登録申請日前１年以内に鳥獣捕獲等事業に従事した実績のある方
　⇒非課税
・登録申請日前１年以内に有害鳥獣捕獲許可により県内で有害鳥獣の捕獲等に従事した実績のある方
　⇒半額
・登録申請日前１年以内に県内での有害鳥獣捕獲許可を受け、捕獲等に従事した実績のある方
　⇒半額

なお、申請方法については、各単位猟友会にお問い合わせください。（場合により減免にならないことがあります。）

4　特定外来生物対策について

県内に生息する特定外来生物（鳥獣）のうち、アカゲザルとその交雑種、アライグマ、キョンについて、外来生物法に基づく防除実施計画をそれぞれ策定し、防除事業を実施しています。これらの特定外来生物の防除につきましても、ご理解ご協力をお願いします。

5　指定管理鳥獣捕獲等事業について

県では、イノシシ及びニホンジカによる農業被害や生態系被害の抑制を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業を、県内３地域（成田地域、長生地域、夷隅地域）において実施しています。引き続きご理解ご協力をお願いします。

6　新人ハンター入門セミナーの開催について

県では、狩猟に興味があるがどのように始めたらいいか分からないといった若年層や女性を主な対象として、狩猟についての啓発を図るため、昨年度に引き続き「新人ハンター入門セミナー」を開催いたします。

内容等についてはこれから検討いたしますが、開催に当たってはぜひご協力くださいますようお願いいたします。

（昨年度 セミナーの様子）

県　警　だ　よ　り

ストップ猟銃事故！！

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課

～　平成３０年度狩猟期間　～

平成３０年１１月１５日（木）～平成３１年２月１５日（金）

平成２９年度の狩猟事故

○　全国の発生状況

全国での事故は７件発生し、前年度と比べ３件減少しています。

原因別では「暴発」５件（前年度比±０件）、「矢先の安全不確認」２件（前年度比－１件）となっており、「暴発」で死亡事故が１件発生しています。また、「矢先の安全不確認」が原因で狩猟と無関係の第三者が負傷する事故が２件発生しています。

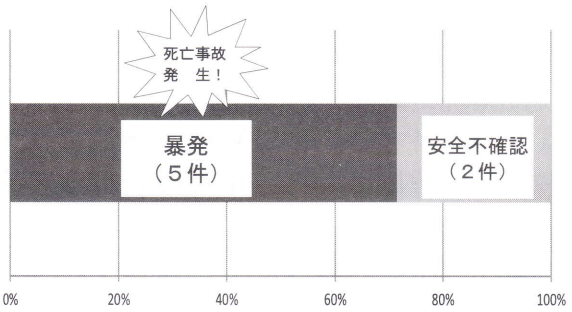

○　千葉県の発生状況

県内では、人身に係る事故違反の発生はありませんでしたが、猟場に猟銃等を置き忘れる事案が発生しています。

事故防止のポイント

- 銃を発射する前に周囲の安全を確認する。
- 常に
  「獲物ではなく人かもしれない」
  「背後に人がいるかもしれない」
  という最悪の事態を想定して矢先を慎重に確認する。
- バックストップがない場所では発射しない。

平成29年度の千葉県警察に対する苦情

平成２９年度の狩猟期間中、千葉県内における１１０番通報及び管轄警察署への通報は４５件でした。禁猟区は昨年と同一とは限りません。必ず最新の地図で確認して下さい。

苦情内容	平成29年度	平成28年度	増減
取締り要望等に関すること	２９	２３	＋６
狩猟区域に関すること	５	８	－３
流れ弾に関すること	７	６	＋１
狩猟者のマナーに関すること	４	３	＋１
計	４５	４０	＋５

猟銃事故を防止するために

平成２９年度に全国で発生した事故７件のうち大半が猟銃所持歴３０年以上の所持許可者によるものです。

銃の危険性を忘れることなく、慣れからくる油断を払拭し、基本に立ち返って猟銃を取り扱ってください。

事故を防止するため、狩猟に用いる猟銃ごとに射撃練習を行うよう努め、射撃技能の維持向上に努めてください。

『拳銃110番報奨制度』

～拳銃のない安心･安全な千葉県に～

警察では、銃器犯罪の根絶に向け、違法銃器の押収や被疑者の検挙に努めるとともに、銃器犯罪に関与する暴力団などの犯罪組織の壊滅に向けた対策を強化しており、さらに、拳銃に関する情報提供のための

『拳銃110番報奨制度』

(全国統一フリーダイヤル0120－10(ジユウ)－3774(ミナナシ))』

についても周知を図っています。

この制度は、県民の皆様方から広く拳銃情報を募り、寄せられた情報に基づいて拳銃を押収し、かつ、被疑者検挙に至った場合には**『押収銃器1丁につき 10万円』**を目安として報奨金が支払われるというもので、匿名による通報も受け付けています。

違法銃器の摘発には、県民の皆様から寄せられる通報や情報が欠かせません。断片的な情報でも構いませんので、情報提供をお願いします。

「匿名通報ダイヤル」

～安心な社会を創るための匿名通報事業～

匿名通報ダイヤルとは、警察への通報に踏み切れない事案（主に被害者本人からの申告が期待しにくく、潜在化しやすい犯罪）についての通報を匿名で受け付け、

『通報者に対して貢献度に応じ、最大で10万円』

の情報料を支払う事業であり、これらの情報を犯罪捜査に役立てようとするものです。

匿名通報ダイヤルの対象となる事案は、

･暴力団が関与する犯罪等 ･犯罪インフラ事犯 ･薬物事犯 ･拳銃事犯
･特殊詐欺 ･少年福祉犯罪 ･児童虐待事案 ･人身取引事犯等

です。皆様からの情報提供をお願いします。

『匿名通報ダイヤル』

0120－924(とくめいつうほう)－839(やってサンキュー)

24時間オンライン受付

http://www.tokumei24.jp(パソコン)

http://www.tokumei24.jp/(モバイル)

電話受付
（通話料無料）
月曜日～金曜日
9：30～18：15

≪拳銃や薬物に関する情報の連絡先≫

○最寄りの警察署・交番・駐在所

○千葉県警察本部薬物銃器対策課　☎０４３－２０１－０１１０（代表）

事務局だより

平成３０年　通常総会の概況

本年の通常総会は、平成３０年７月２７日（金）千葉市内「京成ホテル・ミラマーレ」において、千葉県副知事ほかご来賓多数ご出席のもと開催されました。

功労者表彰

表彰名	氏名	所属猟友会
大日本猟友会長 表彰状	森田　敬	習志野八千代猟友会
	岡本嘉夫	長生郡市猟友会
	吉田二郎	東金地区猟友会
	藤田寛三	成田猟友会
千葉県猟友会長 表彰状	松林和吉	千葉市猟友会
	大塚吉郎	市原市猟友会
	杉田　榮	習志野八千代猟友会
	長谷川　二郎	君津猟友会
	正木康之	木更津猟友会
	薄井順一	安房猟友会
	坂間弘慶	夷隅郡市猟友会
	高梨久雄	長生郡市猟友会
	河野和夫	東金地区猟友会
	石神栄一	山武北部猟友会
	石橋優一	銚海猟友会
	石橋好照	匝瑳猟友会
	澁谷義男	香取郡猟友会
	金田久義	香取東部猟友会
	飯田　実	佐倉猟友会
	白井康夫	印西猟友会
	澤田正夫	成田猟友会
	松本正雄	市川猟友会
	中臺玲子	船橋猟友会
	川村敏夫	柏猟友会
	吉岡治幸	野田猟友会

平成２９年度無事故無違反表彰

１５年連続表彰	習志野八千代猟友会 印西猟友会
１１年連続表彰	香取郡猟友会
８年連続表彰	君津猟友会
６年連続表彰	長生郡市猟友会
５年連続表彰	木更津猟友会 匝瑳猟友会 船橋猟友会 野田猟友会
４年連続表彰	成田猟友会
３年連続表彰	東金地区猟友会 市川猟友会

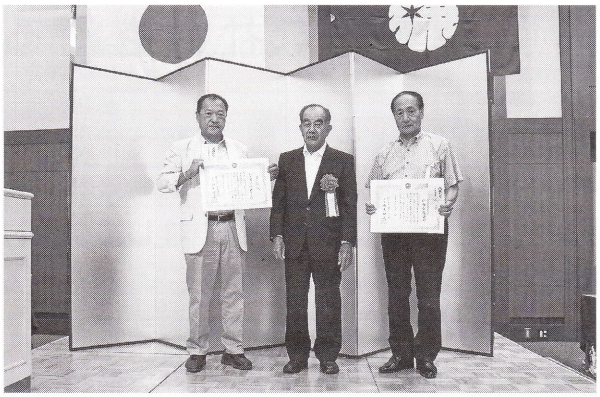

議　事

議　　長：澁谷　忠夫（柏猟友会）
副 議 長：栗橋　　明（香取東部猟友会）
議事録署名人：武田　　彰（長生郡市猟友会）
　　金田　久義（香取東部猟友会）

上程した次の議案総て可決承認された。

議案第１号　平成29年度事業報告について
議案第２号　平成29年度決算承認について
　〈監査報告〉
議案第３号　役員の一部改選について
議案第４号　平成30年度会費額決定について
議案第５号　平成30年度事業計画案決定について
議案第６号　平成30年度収支予算案承認について
議案第７号　会運営費の一時借入承認について

事務局だより

平成３０年度千葉県猟友会事業計画

１．狩猟道徳の徹底
(1) 総会、役員会、各種講習会及び指導通達等を通じて近代狩猟に必要な狩猟道徳の高揚と会員の資質向上に努める。
(2) 遵法、安全狩猟推進のため単猟事業に対する指導援助を行う
２．事故防止事業
(1) 事故防止指導及び広報活動の推進
(2) 無事故無違反単猟の表彰
(3) 事故防止射撃研修会及び残弾処理射撃大会の励行
(4) 事故防止及び狩猟マナー向上のために行う安全狩猟射撃大会の援助
(5) 県が行う狩猟に関する安全対策事業に協力
３．鳥獣保護増殖事業
(1) 行政が行う鳥獣保護事業に協力
(2) 放鳥事業の推進（キジ、ヤマドリ平成30年10月中旬～平成31年３月上旬）
(3) 鳥類の生息環境及び自然保護思想の高揚を図る
４．有害鳥獣捕獲事業
(1) 猟期中に行う有害鳥獣捕獲の奨励
(2) 猟期外の有害鳥獣捕獲に対する責任ある協力
(3) 県が行う調査及びそれに伴う事業に協力
(4) 広域捕獲に伴う事業に協力
(5) 猟銃による有害捕獲に従事する者に対する研修会の開催（平成31年１月～）
５．認定鳥獣捕獲等事業者として指定管理鳥獣捕獲等事業に参加する
６．千葉県射撃場指定管理運営
７．狩猟免許関連事業
(1) 狩猟免許更新の適性検査及び講習会並びに狩猟免許試験に協力 （講習会30会場、試験８回）
(2) 初心者狩猟免許試験準備のための講習会を開催し、優良ハンターの育成を図る （８回）
８．狩猟者登録事業
(1) 狩猟者登録申請手続及び返納事務（県内及び県外）
(2) 県外登録者申請受付事務に協力

９．狩猟事故共済事業及びハンター保険の加入、請求、給付事務
１０．千葉県証紙売り捌き事業
１１．大日本猟友会の行う事業に協力
１２．大日本猟友政治連盟の活動に協力
１３．猟銃用火薬類無許可譲受票の交付事務
１４．会報「県猟ニュース」を発行し、各種情報の提供と会員相互の親睦を図る
１５．射撃部斯道奨励事業
(1) 第３０回千葉県猟友会フィールド射撃大会
（平成30年６月２日（土） 成田射撃場）
(2) 第３２回一都八県親睦Ｒ・Ｓ射撃大会県予選会
（平成30年７月７日（土） 千葉県射撃場）
(3) 第３２回一都八県親睦Ｒ・Ｓ射撃大会に出場
（平成30年９月１日（土） 静岡県富士宮市 西富士ライフル射撃場）
(4) 第１３回安全狩猟関東山静ブロック射撃大会に出場
（平成30年９月15日（土） 千葉県印西市 成田射撃場）
１６．猟犬部斯道奨励事業
(1) 平成３０年度猟犬猟野競技会 （平成31年４月上旬）
１７．主な会議等の開催
(1) 平成３０年通常総会 （平成30年７月27日（金）京成ホテル・ミラマーレ）
(2) 平成３０年度事務担当者会議 （平成30年８月 ８日（水）京成ホテル・ミラマーレ）
(3) 平成３１年度猟政運営協議会 （平成31年４月下旬）

事務局だより

平成29年度正味財産増減計算書

平成29年6月1日から平成30年5月31日

科目	金額	科目	金額
Ⅰ　一般正味財産増減の部		食糧費	1,470,449
1．経常増減の部		租税公課	3,013,300
⑴経常収益		支払負担金	7,048,500
①受取会費	**22,251,300**	支払助成金	8,183,656
大日本猟友会費	10,901,300	支払手数料	168,628
千葉県猟友会費	11,350,000	委託費	1,166,152
②受取補助金	**2,080,000**	修繕費	186,212
県補助金	2,080,000	渉外費	6,480
③事業収益	**62,175,460**	減価償却費	278,601
他県登録取扱手数料	797,700	**②管理費**	**19,061,918**
狩猟講習会受講料	11,056,400	給与手当	2,982,176
証明手数料	802,000	退職給付費用	1,000,000
狩猟免許試験及び更新等	1,210,950	福利厚生費	963,062
狩猟免許試験用模造銃保管整備	199,820	旅費及び交通費	650,780
千葉県射撃場管理運営事業	12,469,090	通信運搬費	225,053
有害鳥獣捕獲員研修事業	2,409,480	消耗品費	222,998
有害鳥獣捕獲員空気銃技能確認業務	142,560	印刷製本費	110,192
アライグマ捕獲個体モニタリング調査業務	1,251,800	水道光熱費	143,481
外来種緊急特別対策事業	7,550,000	賃借料	948,094
指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）	12,960,000	諸謝金	218,441
わな技術向上研修事業	780,300	食糧費	237,541
千葉県射撃場売上	9,307,960	租税公課	71,250
技能講習・教習射撃	1,237,400	支払負担金	10,907,300
④受取助成金	**3,952,096**	支払手数料	25,016
大日本猟友会共済事故事務費	2,636,000	渉外費	311,174
大日本猟友会放鳥費等	569,000	雑費	45,360
担い手育成事業	100,000	経常費用計	87,491,573
ハンター保険事務取扱手数料	647,096	当期経常増減額	4,962,121
⑤雑収入	**1,994,838**	2．経常外増減の部	
受取利息	1,472	⑴経常外収益	
雑収益	1,993,366	前期取得固定資産税	0
経常収益計	92,453,694	経常外収益計	0
⑵経常費用		⑵経常外費用	0
①事業費	**68,429,655**	車両運搬具除却損失	0
給与手当	15,583,054	法人税等	0
臨時雇賃金	2,753,378	経常外費用計	0
退職給付費用	564,000	当期経常外増減額	0
福利厚生費	1,808,437	当期一般正味財産増減額	4,962,121
旅費及び交通費	4,153,340	一般正味財産期首残高	31,054,642
通信運搬費	970,707	一般正味財産期末残高	**36,016,763**
消耗品費	12,040,928	Ⅱ　指定正味財産増減の部	
印刷製本費	589,950	当期指定正味財産増減額	0
水道光熱費	1,564,284	指定正味財産期首残高	0
賃借料	4,113,558	指定正味財産期末残高	0
保険料	810,735	Ⅲ　正味財産期末残高	**36,016,763**
諸謝金	1,955,306		

射撃・猟犬だより

平成３０年度千葉県猟友会フィールド射撃大会成績表

平成30年６月２日（土）成田射撃場おいて、２３単猟160名の選手が出場して行われました。結果は次のとおりでした。

団体の部

優　勝	印西猟友会	（得点　４１２点）
準優勝	安房猟友会	（得点　４１０点）
第３位	君津猟友会	（得点　３９７点）
第４位	長生郡市猟友会	（得点　３７２点）
第５位	成田猟友会	（得点　３６４点）
第６位	香取郡猟友会	（得点　３５９点）
第７位	佐倉猟友会	（得点　３５６点）
第８位	習志野八千代猟友会	（得点　３４１点）
第９位	銚海猟友会	（得点　３２２点）
第10位	夷隅郡市猟友会	（得点　３１９点）

個人の部

Aクラス	優　勝	嶋田　豊	（銚海猟友会）
	準優勝	白沢　吉夫	（東金地区猟友会）
	第３位	米井　新一	（印西猟友会）
Bクラス	優　勝	蜂谷　良雄	（佐倉猟友会）
	準優勝	新堂　千秋	（習志野八千代猟友会）
	第３位	池田　純夫	（安房猟友会）
Cクラス	優　勝	地曳　芳幸	（君津猟友会）
	準優勝	石橋　清克	（印西猟友会）
	第３位	福原　敏夫	（安房猟友会）

第１３回安全狩猟関東山静ブロック射撃大会

平成30年９月15日（土）千葉県・成田射撃場において行われ、本県からは次の方々が出場されました。

派遣選手団	監　督	藤崎　昌之	（佐倉猟友会）
	Aクラス	白沢　吉夫	（東金地区猟友会）
		米井　新一	（印西猟友会）
		大木　俊一	（印西猟友会）
	Bクラス	蜂谷　良雄	（佐倉猟友会）
		新堂　千秋	（習志野八千代猟友会）
		池田　純夫	（安房猟友会）
	レディース	結城八重子	（柏猟友会）
		數馬　美穂	（君津猟友会）

成績は次の通りです。

団体の部　準優勝　千葉県猟友会　４８１点

個人の部

レディース	優　勝	結城八重子	（柏猟友会）
	準優勝	數馬　美穂	（君津猟友会）

第３２回一都八県親睦Ｒ・Ｓ射撃大会県予選会

平成30年７月７日（土）千葉県射撃場において本県代表を目指して、ライフルの部：１５単猟４０名、スラグの部：１２単猟２９名が出場。その成績は次のとおりでした。

○ライフルの部		○スラグの部	
優　勝	大矢　新市（香取）	優　勝	市川　志郎（木更津）
準優勝	玉川　泰宏（君津）	準優勝	中臺　良一（船橋）
第３位	吉野　弘之（千葉）	第３位	大野　亘（千葉）

第３２回一都八県親睦Ｒ・Ｓ射撃大会

平成30年９月１日（土）神奈川県猟友会が当番県となり、西富士ライフル射撃場において開催され、成績は次のとおりでした。

監　督　松山　平（千葉市猟友会）

派遣選手	ライフルの部	スラグの部
	玉川　泰宏（君津猟友会）	市川　志郎（木更津猟友会）
	吉野　弘之（千葉市猟友会）	中臺　良一（船橋猟友会）
	寺井　泰二（銚海猟友会）	大野　亘（千葉市猟友会）

○団体総合	第７位	千葉県猟友会	９５５点
○団体ライフル部門	第５位	千葉県猟友会	４４２点
○団体スラグ部門	第７位	千葉県猟友会	５１３点

平成２９年度猟犬猟野競技会

平成30年４月１日（日）皆様のご協力により、千葉県射撃場敷地内他において開催、１７単猟４５頭が出場しました。その成績は次のとおりでした。

団体の部	優　勝	市川猟友会	（得点　２６０点）
	準優勝	君津猟友会	（得点　１６０点）
	準優勝	佐倉猟友会	（得点　１６０点）

個人の部（若犬）

優　勝	Kマウンテンゲート・アイム・ジョイナー	田中　哲夫	（君　津）
準優勝	チバ・ソウサ・コニシ・グラウスリッチ・ベッキー	小西　誠	（匝　瑳）
第３位	チバホリエ・グラウス・ボーイ	小原　健一	（安　房）

個人の部（成犬）

優　勝	イワテビックオノ・スタイリッシュ・エース	土子　操	（市　川）
準優勝	グラウス・ロック	小川　茂	（成　田）
第３位	Kワダ・グラウスリッチ・ブルース	櫻井　賢一	（市　川）

猟銃による有害捕獲基本方針（抜粋）

1　目　　的

この基本方針は、年々増加する農林水産物被害に対応して、猟友会組織が有害鳥獣の捕獲をもって社会的貢献をするとともに、有害捕獲の責任ある体制を整備し、安全対策を講ずることにより狩猟者の地位向上と狩猟の永続を図ることを目的とする。

2　対応方針

● 対象事業

この基本方針が対象とする事業は、市町村等から委託を受けて行う捕獲事業（調査捕獲等を含む）のうち、猟銃を使用するものとする。

● 事業の受託

（1）事業を受託できる者

千葉県猟友会等の名称を冠して、市町村等から捕獲事業を受託できるのは、（一社）千葉県猟友会及び単位猟友会に限定する。

（2）事業を受託しようとする者は、総合的な判断の下に市町村等と次の内容で事前協議を行い、その成立した事前協議の内容について（一社）千葉県猟友会の有害対策委員会の承認を受けたうえでなければ受託することができない。

①依頼先名　⑦安全対策（地域住民への広報、協力体制の整備）
②実施地域　⑧受託額
③捕獲許可の内容　⑨保険等
④実施計画　⑩事故等への対処方法
⑤従事者の名簿（単位猟友会の推薦書）　⑪その他
⑥捕獲対象（捕獲数、捕獲期間、対象地域）

● 実施体制

（1）捕獲隊の設置

1）捕獲隊は、単位猟友会に設置する。
2）捕獲隊の代表者は、単位猟友会の会長が務めるものとする。また、従前からの捕獲隊のうち、単位猟友会の下部組織に設置されたものは、単位猟友会の下に改編するものとする。
3）捕獲隊は、一つの単位猟友会に複数置くことができる。
4）捕獲隊には、隊長を置くものとする。隊長は、捕獲隊を指揮監督し、捕獲隊を所掌する単位猟友会の指揮命令の下に活動する。
5）捕獲隊の構成員（以下「捕獲隊員」という。）は、捕獲に当たる捕獲員と捕獲時に周囲の安全確認を任務とする監視員からなるものとする。

（2）捕獲隊員の選任及び従事者としての推薦

1）捕獲隊員は、単位猟友会の所管する地域に居住する者のうちから単位猟友会の会長が選任することを原則とする。なお、単位猟友会の支部等の下部組織（市町村単位）の区域内に居住する者を優先して選任することができる。
2）単位猟友会の会長は、市町村等から捕獲を受託するときは、選任した捕獲隊員を従事者として推薦するものとする。

（3）捕獲隊員の選任要件

1）単位猟友会の会員であり、千葉県猟友会の指定する保険に加入している者であること。
2）心身が健全であり、捕獲に従事することができる者であること。
3）社会通念上、捕獲に従事することができる年齢であること。
4）当該地区を所管する単位猟友会員でない者は、その帰属する単位猟友会長の推薦を得た者であること。
5）選任前３年以内に、狩猟事故、鳥獣保護法違反がないこと。
6）捕獲隊の趣旨に同意し、捕獲隊員としての規律を遵守できる者であること。
7）捕獲隊員として出動ができる者であること。
8）（一社）千葉県猟友会が実施する研修会（講習会、実射訓練等）を履修した者及び履修を予定する者であること。
9）その他、単位猟友会長が必要と認めた事項。

（4）捕獲隊の出動時の留意事項

1）単位猟友会長は、あらかじめ選任された捕獲隊員を出動させる。
2）安全対策（広報等）の徹底を確認する。
3）捕獲事業は、委託者からの出動要請及び実施計画に基づき実施する。
4）捕獲は委託者の立ち合いを求めて実施することを基本とする。
5）連絡事項等の徹底を図り、安全な捕獲を実施する。

（5）報告等

1）捕獲隊の隊長は、捕獲事業に関する活動状況を記録し、保管しなければならない。また、その記録は捕獲事業終了後に、単位猟友会の会長に提出しなければならない。なお、捕獲事業中に事故、違法行為、モラルに反する行為等の情報が寄せられた場合、隊長は単位猟友会長に速やかに報告しなければならない。
2）単位猟友会長は、各捕獲事業が終了したときは、速やかに（一社）千葉県猟友会長に記録等を提出しなければならない。

（6）（一社）千葉県猟友会の行う研修会

（目的）

銃猟の安全対策を内容とする研修を行う。

（研修内容）

①鳥獣保護法・銃刀法等の法規関係について
②猟銃並びに火薬類等の取り扱いについて
③捕獲対象物について
④銃猟における安全対策について
⑤猟銃の取り扱い及び実射訓練について
⑥その他、必要な事項について

（研修会場）

千葉県射撃場を主たる会場とする。

この基本方針は、平成21年12月1日から施行する。

（一社）千葉県猟友会

有害研修会受講者実績表

単位猟友会名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位猟友会名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
千葉市	26	30	29	香取郡	45	42	42
市原市	48	53	50	佐原	48	44	43
習志野八千代	14	13	14	香取東部	45	44	49
君津	95	98	93	佐倉	62	62	59
木更津	36	35	35	印西	33	34	40
安房	164	167	173	成田	40	37	33
夷隅郡市	61	60	57	東葛飾郡	12	13	12
長生郡市	66	71	69	市川	0	0	0
東金地区	58	65	73	船橋	0	0	0
山武北部	60	61	59	柏	0	0	0
銚海	82	84	80	野田	26	25	27
匝瑳	31	26	26	合計	1,052	1,064	1,063

射　撃　場　だ　よ　り

千葉県射撃場ご利用案内

休 業 日　毎週火曜日（但し、祝日等の場合は翌日）
年末年始　12月29日 ～ 1月3日

利用時間　午前9時 ～ 午後5時
（12・1・2月は午後4時まで）
※時間外の使用はできません

利用施設　100m　静的
50m　静的・動的
○使用銃種　ライフル銃（10．5mm 以下）
散 弾 銃（12番口径 以下）
空 気 銃（6．9mm 以下）

使用料金　共同使用（個人）
1 射 座（2時間まで）　1，840円
超過料金 1時間につき　920円
専用使用（団体）
1 射 面（2時間まで）　9，200円
超過料金 2時間ごとに　9，200円

標的紙代　静的紙 1枚200円
動的紙 1組800円

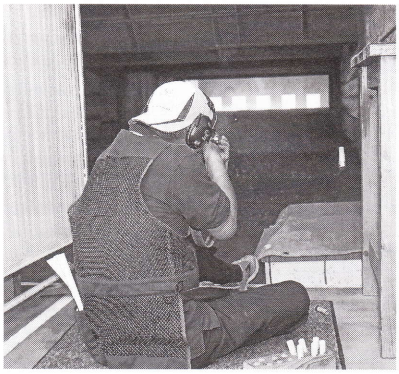

空気銃射撃会　空気銃所持者の親睦を兼ねた射撃会を年3回開催しています。
新たに空気銃を所持された方や新人ハンターは大歓迎です。
皆さんの奮っての参加をお待ちしております。
※用途欄に狩猟が記載されていること
詳細はホームページをご覧いただくか射撃場まで
お問い合わせください。

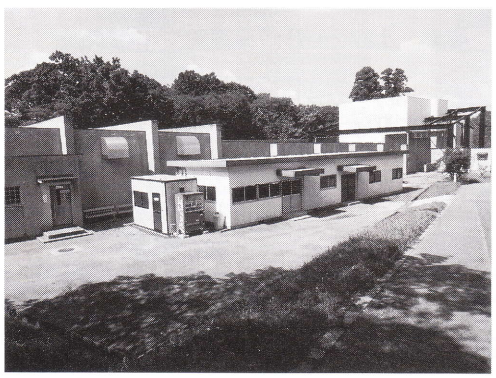

住　所　市原市古敷谷2620
☎ 0436-98-0314
圏央道市原鶴舞インターより10分
ホームページ開設中
検索は『千葉県射撃場トップページ』で（^_-）-☆

狩猟者登録証の返納はお早めに！

有効期間満了後３０日以内です。（事務局返納は２５日以内）
必ず期日内に返納してください。

ベスト・帽子の着用は忘れずに！

会員新規加入者については大日本猟友会より全員にベスト・帽子が無償配布されます。
その後の紛失・汚濁等については有償交換となり、会員以外の方には有償・無償を問わず配布しません。

事故報告は１か月以内に！

万一、狩猟中、有害捕獲中に事故・ケガをした場合、必ず単位猟友会事務局を通じて県猟友会事務局へ報告して下さい。１か月以内に報告しないと、保険がおりない場合があります。

事　務　所

〒 260-0854　千葉市中央区長洲 1-15-7（森林会館　２階）
TEL 043-222-6033　　FAX 043-225-1576

千葉県射撃場

〒 290-0258　市原市古敷谷 2620
TEL 0436-98-0314
FAX 0436-98-0211

大日本猟友会

〒 120-0073　東京都千代田区九段北 3-2-11
TEL 03-3234-8080

関係課及び地域振興事務所

県自然保護課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2972
葛南地域振興事務所	船橋市本町 1-3-1　フェイス７階	047-424-8092
東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本 7	047-361-4048
印旛地域振興事務所	佐倉市鏑木仲田町 8-1	043-483-1447
香取地域振興事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-54-7505
海匝地域振興事務所	旭市ニ 1997-1	0479-64-2825
山武地域振興事務所	東金市東新宿 1-11	0475-55-3862
長生地域振興事務所	茂原市茂原 1102-1	0475-26-6731
夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稲 14	0470-82-2451
安房地域振興事務所	館山市北条 402-1	0470-22-7111
君津地域振興事務所	木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-2285

平成 30 年 10 月 1 日発行
一般社団法人　千葉県猟友会
〒 260-0854　千葉市中央区長洲 1-15-7（森林会館　２階）
TEL 043-222-6033　FAX 043-225-1576